

(その1)

収 支 報 告 書

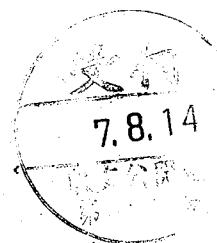
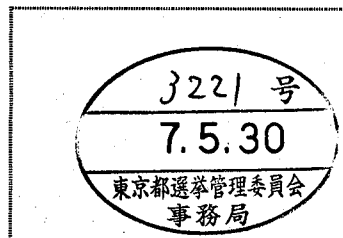
- (ふりがな) なんぼくとうざいぐみ
- 1 政治団体の名称 南北東西組
- 2 主たる事務所の所在地 〒 167-0042 東京都杉並区西荻北4-5-30 セイフウハウス2号棟202
- 3 代表者の氏名 南北ちとせ
- 4 会計責任者の氏名 南北ちとせ
- 5 令和 6 年分

団体コード	1	3	5	0	0	3	7	9	2	0	0	1	1	1
前年繰越額	0 円													

事務担当者の氏名 南北ちとせ

電話番号 080-5508-6242

受 付	審 査	確 認
消 込	パンチ	照 合



資金管理団体の指定の有無	
☒ 有	☐ 無
公職の種類	<u>衆議院議員</u> (現・ <u>候</u>)
資金管理団体の届出をした者の氏名	<u>南北 ちとせ</u>

(※) 資金管理団体の指定の期間	
年 月 日 から	年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

会計	繰越	検算	転記		
<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>

※該当箇所に ☒ すること

政治団体の区分	
☐ 政 党	党
☐ 政 党 の 支 部	支部
☐ 政 治 資 金 団 体	政治資金団体
☐ 政治資金規正法第18条の2	第1項の規定による政治団体
☒ そ の 他 の 政 治 団 体	その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部	その他の政治団体の支部
活動区域の区分	
全国 (2都道府県以上)	

国会議員関係政治団体の区分	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	<u>南北ちとせ</u>
公職の種類	<u>衆議院議員</u> (現・ <u>候</u>)

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
年 月 日 から	年 月 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額	-----	200,000
(前年からの繰越額)	-----	0
(本年の収入額)	-----	200,000
支 出 総 額	-----	200,000
翌年への繰越額	-----	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費		
金 額	-----	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	-----	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	200,000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	200,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	200,000	

(その7)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけてください)



(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分		①個人 2. 法人・その他の団体 3. 政治団体	
寄附者の氏名(又は名称)	金 額	年 月 日		住 所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備 考	
原田 和政	50,000	6	1	15	杉並区成田西3-16-2 グランドマスト浜田山105	無職	
山田 五十鈴	50,000	6	2	2	杉並区高円寺北1-20-7-302	会社員	
天野 一廣	100,000	6	9	13	東京都杉並区今川2-3-15 まろんPLAZA105	会社役員	
こ の 頁 の 小 計	200,000						
そ の 他 の 寄 附	0						
合 計	200,000						

(注1) 同一者からの年間5万円超(5万1円以上)の寄附は個別に記載してください。

(注2) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。

(注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(注4) 同一本部・支部(選管等へ届出たものに限る)からの寄附や交付金は、(その5)に記載してください。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表					
項	目	金	額	備	考
1	経常経費				
(1)	人件費				
(2)	光熱水費				
(3)	備品・消耗品費				
(4)	事務所費				
	小計		0		
2	政治活動費				
(1)	組織活動費				
(2)	選挙関係費				
(3)	機関紙誌の発行その他の事業費			ア～エの計	
	ア 機関紙誌の発行事業費				
	イ 宣伝事業費				
	ウ 政治資金パーティー開催事業費				
	エ その他の事業費				
(4)	調査研究費				
(5)	寄附・交付金		200,000		
(6)	その他の経費				
	小計		200,000		
	合計		200,000		(注) (その16)に記載がある場合は、支出項目別の金額をこの様式の備考欄に記載してください。

(注)(その16)に記載がある場合は、支出項目別の金額をこの様式の備考欄に記載してください。

全国団体用

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分			寄付・交付金 (寄 付)	
支 出 の 目 的	金 額	年	月	日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地) 備考
寄付	50,000	6	2	2	日本維新の会衆議院東京都第8選挙区支部	東京都杉並区西荻北4-5-28
寄付	30,000	6	6	7	日本維新の会衆議院東京都第8選挙区支部	東京都杉並区西荻北4-5-28
寄付	20,000	6	6	24	日本維新の会衆議院東京都第8選挙区支部	東京都杉並区西荻北4-5-28
寄付	100,000	6	9	13	日本維新の会衆議院東京都第8選挙区支部	東京都杉並区西荻北4-5-28
この頁の小計	200,000	(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。 (注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。 (注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。 (注4) 項目別区分ごとに別葉にしてください。項目別区分の記載例は、「その他の事業費(区政報告会)」、「機関紙誌の発行事業費(印刷費)」、「選挙関係費(陣中見舞)」など。				
その他の支出	0					
合 計	200,000					

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※有無について☑してください。

(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごと(その18)が必要です。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☐ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ☐ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 5 月 28 日

政治団体の名称

南北東西組

会計責任者の氏名

南北 ちとせ



（↓代表者については、**解散する年の収支報告書にのみ**記載すること。）

代 表 者 の 氏 名



（注1） 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。

（注2） 「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。

（注3） 国会議員関係政治団体は、宣誓書（その20）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

政治資金監査報告書

令和7年5月28日

南北東西組

代表 南北 ちとせ 殿

登録政治資金監査人 佐久間 玄任

登録番号 第6153号

研修修了年月日 令和7年3月7日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、南北東西組の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、南北東西組の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿及び領収書等が保存されていた。
なお、政治資金監査の対象期間においては、南北東西組に係る明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書を必要とする支出はなく、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書は存在しなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は存在しなかった。

3 業務制限

南北東西組と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上